

新潟市人権教育・啓発推進委員会委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市人権教育・啓発推進委員会委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、1人とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (3) 本市の附属機関等の委員ではない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別を記載したものに作文を添えて、郵送、FAX、E-mailにより応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、「新潟市人権教育・啓発推進委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)」を公募の都度、設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長
- (2) 広聴相談課長
- (3) 市民相談室長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、協議により行う。

附 則

この要領は、平成25年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月18日から施行する。